「26GHz 帯における第５世代移動通信システムの普及のための価額競争実施指針案等」
に関する意見募集の結果及び意見に対する考え方
［募集期間：令和７年 12 月 16 日（火）～令和８年１月 19 日（月）］
意見提出者：計 16 件（法人等 13 件、個人３件）
意見提出者一覧（五十音順）

| | | |
|---|---|---|
| 株式会社ＪＴＯＷＥＲ | 株式会社ＮＴＴドコモ | ＫＤＤＩ株式会社 |
| Sharing Design 株式会社 | スカパーＪＳＡＴ株式会社 | ソフトバンク株式会社 |
| 楽天モバイル株式会社 | 連名（６者） | 個人（３件） |

※連名の意見提出者：阪神電気鉄道株式会社、阪神ケーブルエンジニアリング株式会社、株式会社ベイ・コミュニケーションズ、姫路ケーブルテレビ株式会社、BAN-BAN ネットワークス株式会社及びアイテック阪急阪神株式会社

| No. | 提出された意見 | 意見に対する考え方 | 提出意見を踏まえた案の修正の有無 |
|---|---|---|---|
| 26GHz 帯における第 5 世代移動通信システムの普及のための価額競争実施指針を定める告示案 | | | |
| 全般 | | | |
| 1 | 意見募集の対象である「26GHz 帯における第 5 世代移動通信システムの普及のための価額競争実施指針案等」の内容については、情報通信審議会における価額競争の実施方法に関する検討結果を反映したものであり、適当であると考えます。<br>【株式会社ＮＴＴドコモ】 | 本案への賛同意見として承ります。 | 無 |
| 2 | 価額競争による周波数の割当ては国内初の試みとなることから、入札方法に関する説明会や模擬オークションの実施など、入札参加を検討する事業者が入札方法を事前に十分に習熟できる機会が提供されることが望ましいと考えます。<br>【株式会社ＮＴＴドコモ】 | 我が国で初めての価額競争であることを踏まえ、その円滑かつ適正な実施に向け、価額競争に関するルールの十分な周知や価額競争の実施に向けた必要な体制・環境の整備等をはじめ、事前準備を遺漏なく速やかに進めてまいります。 | 無 |
| 3 | 26GHz 帯における 5G 普及のための価額競争実施指針案につき、賛同いたします。<br>今回割当てられる 26GHz 帯は、「デジタルインフラ整備計画 2030」の目標の一部（2030 年度末 5G 局数合計 60 万局、うちインフラシェアリングによるものは 30 万局）となることから、インフラシェアリングの推進方策の検討が更に進展することを要望いたします。<br>26GHz 帯は、全国事業者各社に割当て済みの 3.7GHz 帯・28GHz 帯等の高周波数帯を用いても逼迫するスタジアム・イベント会場・主要駅・繁華街など、共通の高トラフィック集中エリアに活用されることから、小セル化と多セル化 ・ 設置場所の確保 ・ 投資効率の観点で、その効率的なエリア整備と電波有効利用の進展に「インフラシェアリング」が極めて有効と認識しております。無線設備や周波数の共用に関する技術進展等に応じたシェアリング領域の拡大を踏まえつつ、26GHz 帯のような高周波数帯のユースケース拡大のために、インフラシェアリング事業者が円滑に活用できるよう、早急な制度設計の確立を要望致します。 | ご意見の一段落目については、本案への賛同意見として承ります。また、ご意見の二・三段落目のインフラシェアリングに関するご意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。<br>ご意見の四段落目について、特定高周波数無線局の開設期限については、周波数の利用形態にかかわらず、認定日から一定の期間（全国枠: | 無 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | なお、インフラシェアリングの推進においては、高周波数帯の対応端末普及や、全国事業者各社の需要に左右されるため、全国事業者に替わって先行投資を行うことを前提とするインフラシェアリング事業者が周波数免許を取得する場合、持続的にインフラ先行整備を行えるよう、無線局開設期限や認定期間終了後の更新条件の柔軟な対応や優遇措置を要望致します。<br>【Sharing Design 株式会社】 | ３年以内、地域枠：５年以内）を設けているところです。また、認定期間満了後の周波数の取扱いについては、電波の有効利用評価等を踏まえて判断されることとなります。 | |
| 4 | 今回、26GHz 帯における第 5 世代移動通信システムの普及のための価額競争実施指針（以下「本指針案」）を定める告示案が策定され、日本における初めてのオークションによる周波数割当てが進むことにより、多様なプレイヤーの参画を後押しし、ミリ波を普及推進していくことは意義があると考えます。<br>【ソフトバンク株式会社】 | 本案への賛同意見として承ります。 | 無 |
| 5 | 周波数割当ては国民共有資源の配分であり、「公共の福祉の増進」を基本とすべきであることから、価額競争は、「落札額の過度な高騰（とそれによるインフラ投資の遅れや利用者料金への転嫁）」や「特定事業者への周波数の集中（とそれによる公正競争の後退）」といった懸念を完全に払拭しない限り選択するべきではないと考えます。<br>情報通信審議会一部答申では「まずは 26GHz 帯について早期に周波数割当てを行うことを念頭に検討する」とされており、同周波数帯においては上述の懸念が生じることは想定されにくいと考えられますが、十分に配慮した制度設計がなされるべきと考え、今後も含む 26GHz 帯の価格競争実施にあたっては、最低限、以下の諸点を実現する必要があると考えます。<br>①特定の事業者に周波数が集中することのないよう、割当て枠について十分に確保されること<br>②各事業者が同等の条件で競争するために必要な割当て幅が確保されること<br>③資金力のある事業者だけが周波数を獲得できる仕組みとならないような、最低落札金額・入札金額等が設定されること<br>④後発事業者育成の視点が加味された制度設計であること<br>【楽天モバイル株式会社】 | 本年５月に実施した26GHz帯及び40GHz帯における第５世代移動通信システムの利用に関する調査（以下「利用意向調査」という。）の結果を踏まえ、全国枠を１枠、地域枠を１枠設けるとともに、新規事業者や地域事業者の参入可能性を確実に確保する観点から、地域枠については新規事業者や地域事業者の専用枠としています。<br>今後の 26GHz 帯の周波数割当てに関するご意見については、今後の価額競争による割当てに係る検討の参考とさせていただきます。 | 無 |
| 6 | 今回、26GHz 帯が価額競争の対象とされていますが、現状、ほとんどの端末がミリ波帯域に対応しておらず、端末エコシステムが未成熟な状況です。既に割り当てられている 28GHz 帯においても、各キャリアは基地局整備に努めてきたものの、端末普及の遅れからミリ波帯域の有効利用が進んでおらず、トラヒックもほとんど発生していないのが実情です。<br>また、当該周波数は一部の端末の搭載状況によって周波数の価値が大きく変動する可能性があります。認定特定高周波数無線局開設者が遵守しなければならない条件について、開設指針による周波数割当てと比較して緩和されており、その活用については落札事業者の裁量に委ねられていることから、資金力のある事業者が、将来のため、投機的に周波数を確保できる一方で、そうでない事業者にとってはそのような対応は困難です。これは公平・公正な競争環境が確保されているとは言えず、価額競争の趣旨に沿わないものと考えます。<br>以上の理由から、26GHz 帯の価額競争は、対応端末普及の見通しがある程度明確になり、ミリ波のさらなる有効利用が進むまでは実施時期を遅らせることが適当と考えます。<br>【楽天モバイル株式会社】 | 利用意向調査を行った結果、26GHz帯については一定の利用意向が示されたことから、当該周波数帯を対象に価額競争による周波数の割当てを行うこととしたところです。 | 無 |
| 7 | 割当候補のうち、26.8-27GHz 帯は携帯電話事業者が利用する周波数に隣接する帯域であるため、干渉等を考慮した拡張の効率性の観点から全国事業者に割り当てるべきと考えます。<br>【楽天モバイル株式会社】 | 利用意向調査の結果等を踏まえ、本案では、既存無線局との共用可能性が高い周波数帯のうち、価額競争 | 無 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | による割当ての対象として、全国枠は 25.8～26.2GHz（400MHz 幅）、地域枠は 26.8～27.0GHz（200MHz 幅）としています。<br>また、地域枠の周波数を使用する５Ｇの無線局が、28GHz 帯を使用する５Ｇの無線局に対して混信その他の妨害を与えることを防止するための必要な対策を講じることについては、価額競争の参加資格の審査事項とするとともに、認定特定高周波数無線局開設者が遵守しなければならない条件としています。 | |
| 8 | 26GHz 帯については、割当ての候補となる帯域が複数あり、割り当てる帯域、時期、条件等は、入札を希望する事業者の周波数獲得戦略にも関わる事であることから、26GHz 帯全体の割当て計画を提示した上で、初回の価額競争の内容も示されるべきと考えます。<br>また、情報通信審議会一部答申においては「まずは 26GHz 帯について早期に周波数割当てを行うことを念頭に検討する」とされており、当該周波数の割り当て以降にも価額競争が開催される場合には、その内容の詳細については改めて検討が必要と考えます。<br>【楽天モバイル株式会社】 | ご意見の前段については、総務省が令和７年 11 月に公表した「周波数再編アクションプラン（令和７年度版）」において、26GHz 帯について、「速やかに既存無線システムと共用可能性が高い周波数を価額競争により５Ｇに割り当てることを目指す。また、更なる５Ｇ利用の需要動向等を踏まえつつ、26GHz 帯の既存無線システムに割当済みの周波数については、５年以内を目途に既存無線システムを他の周波数へ移行させること等を前提として５Ｇに割り当てることを目指す」こととされています。<br>ご意見の後段について、今後の価額競争による割当てについては、周波数帯の特性や電波利用ニーズ等を総合的に勘案しつつ、改めて検討する予定です。 | 無 |
| 9 | 公正な事業者間の競争を促進するためには、後発事業者が既存事業者と同等のサービスを提供できるよう制度的な手当てが必要と考えます。周波数枠の取置き（set aside）、落札額から一定額を減免する割引（入札クレジット）措置等を一例に、後発事業者育成の観点が加味された制度設計をする必要があると考えます。<br>【楽天モバイル株式会社】 | 考え方５の前段のとおりです。 | 無 |
| 10 | 「社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方」のうち「周波数割当の在り方」（価額競争の実施方 | ご意見の一段落目については、本 | 無 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 法）に係わる一部答申に基づき作成された、26GHz 帯における 5G の普及のための価額競争実施指針案等について、当社として賛同します。<br>当社はグループ会社（ケーブルテレビ事業者等）を主体に、地域 BWA 事業者として京阪神エリアの地元自治体とも協力して地域 BWA を活用した『まちづくり』を展開しているとともに、当社が BWA コア機能をクラウド提供する 60 社超の全国の地域 BWA 事業者でも、それぞれの地域で“まちづくり”の取組みを進めています。その BWA 設備も、4G/LTE 方式で導入を始めた 2016 年から 10 年以上が経過することから、今後は NR 化（5G-BWA）の設備更新に段階的に取組んでいきたいと考えています。<br>また、2020 年から実証事業に取組んでいるローカル 5G についても、まだ本格的な普及期に入ったとは言えないものの、5G-BWA とのネットワーク連携も視野に、先ずは sub6 帯から商用化を進めていきたいと考えています。<br>一方で、ローカル 5G のミリ波（28GHz 帯）においては、900MHz 幅という超広帯域に大きな魅力と期待があるものの、制度化から 5 年以上を経過した今も利用が進まず、端末の普及も含めて課題感を持っています。今回の 26GHz 帯においても、早期の普及には同様の懸念はあるものの、来たる 2030 年頃からの 6G 時代ではミリ波帯の活用が大きく進展することも想定されるため、ミリ波の活用は重要なステップになると考えられます。<br>26GHz 帯の地域枠は 200MHz 幅（26.8～27.0GHz）と広帯域で、地域 BWA と同様に市町村単位で広域利用が可能なことなど、無線免許として大きな魅力があることは明らかなので、26GHz 帯の無線機器市場ができるだけ早期に立ち上がり、また適切な時期に価額競争の実施が可能となるよう、総務省としても様々な活性化の施策等に取組まれることを期待して要望します。<br>【阪神電気鉄道株式会社等（６者連名）】 | 案への賛同意見として承ります。<br>ご意見の二段落目以降については、今後の検討の参考とさせていただきます。 | |
| 本則 | | | |
| 11 | 本指針案では 26GHz 帯のうち対象候補帯域において先行的に割当てが進められていると理解していますが、周波数再編アクションプラン（令和７年度版）に記載のとおり、それ以外の帯域についても適時の追加割当てが可能となるよう検討が進められることを期待します。<br>なお、公平性の観点からは、最終的に割当てを希望する事業者分の周波数枠が確保されることが重要と考えます。<br>【ソフトバンク株式会社】 | 今後の価額競争の割当てについては、ご指摘の周波数再編アクションプラン（令和７年度版）に基づき、電波利用ニーズ等も踏まえ、適切に検討を進めていく予定です。 | 無 |
| 12 | ミリ波普及拡大のためには、事業者による柔軟かつ最適なネットワーク整備を推進していくことも重要であると認識をしていますが、仮に過度な割当て条件の設定がなされてしまった場合、このような取り組みの足かせとなることが懸念されます。本指針案における当該条件については、主に「特定高周波数無線局の開設の期限」までに無線局を開設することとされており、上述した取り組みを推進していく観点から一定の合理性があると考えます。<br>【ソフトバンク株式会社】 | 本案への賛同意見として承ります。 | 無 |
| 13 | 当社グループは、京阪神地区を中心に、グループ各社（地域 BWA 事業者、ケーブルテレビ事業者）がそれぞれの地域で個別に事業を展開しており、入札の有無について各社の判断で進められる一方、グループ各社間で一定程度の情報共有ができる仕組みを整備していることから、必要に応じて柔軟にグループ内で連携をしつつ価額競争に参加できるようにしていただければと考えています。<br>以上を踏まえ、同一グループ各社については、「地域ごとに連携する複数の者」とするなど、同一の申請主体として価額競争に参加できるようにすることを要望します。<br>【阪神電気鉄道株式会社等（６者連名）】 | ご意見を踏まえ、地域枠について地域ごとに連携する複数の者が一体として価額競争に参加することが可能となるよう、別添のとおり本案を修正します。 | 有 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 別表第二　申請書に記載すべき事項 | | | |
| 14 | 【別表第二の二７】<br>　左記規定については、<br>● 全国特定高周波数無線局を開設しようとする者にあっては次の㈠及び㈡に掲げる無線局その他既設の無線局（予備免許を受けているものを含む。）並びに法第五十六条第一項の規定に基づき指定を受けている受信設備及び㈥に掲げる受信設備<br>● 地域認定特定高周波数無線局を開設しようとする者にあっては次の㈠から㈤までに掲げる無線局その他既設の無線局（予備免許を受けているものを含む。）並びに法第五十六条第一項の規定に基づき指定を受けている受信設備及び㈥に掲げる受信設備<br>の運用並びに電波の監視を阻害する混信その他の妨害を防止するための対策及び当該対策を実施するための体制の整備に関する計画及びその根拠が記載事項であり、審査事項、遵守条件になるものと理解しました。<br>　なお、今回価額競争の対象とされている周波数帯は、情報通信審議会の議論（価額競争の実施方法に関する検討作業班 資料 1-1 等）から、周波数共用を前提としたものと理解しておりますので、宇宙無線通信の業務に関わる（三）、（六）などの新設無線局の保護についても配慮されることを希望します。<br>【スカパーＪＳＡＴ株式会社】 | 　本案への賛同意見として承ります。<br>　認定特定高周波数無線局開設者が特定高周波数無線局を開設する際には、無線局免許が必要となりますが、その審査事項として他の無線局への必要な混信対策等を定める予定です。 | 無 |
| 15 | 【別表第二の二７㈢】<br>　“電気通信業務を行う人工衛星局”は、“電気通信業務用無線局である人工衛星局”よりも狭義であると考えられることから、当該部分を“27.0～31.0 GHz の周波数を使用する電気通信業務用無線局である人工衛星局”に変更頂くことを要望します。<br>【スカパーＪＳＡＴ株式会社】 | 　ご意見を踏まえ、周波数割当計画と記載を揃える形で別添のとおり本案を修正します。 | 有 |
| 16 | 【別表第二の二７㈥】<br>　左記規定案では、“人工衛星局”とされていることから、国内の人工衛星局が対象となり、海外主管庁から許認可を得ている人工衛星上に開設される無線局は対象外になるものと認識しました。それら海外の人工衛星上無線局を通信の相手方とする国内地球局も存在しえますが、左記案では斯かる地球局のうち新設のものだけは対策の必要がないとされているような印象を与えることが懸念されます。当該周波数帯は、世界的に共通して使用でき、かつ大容量伝送が可能な数少ない周波数帯であり、今後も継続して利用可能とすることは社会全体にとって有用と考えますので、この部分を“25.5～27.0 GHz の周波数を使用する地球探査衛星業務又は宇宙研究業務を行う人工衛星局（権限のある主管庁の許可を受けた人工衛星の無線局を含む）を通信の相手方とする地球局及び当該人工衛星局等と一体として運用される受信設備”とすることが適当と考えます。<br>【スカパーＪＳＡＴ株式会社】 | 　ご意見を踏まえ、別添のとおり本案を修正します。 | 有 |
| 別表第三　参加者の資格の審査事項 | | | |
| 17 | 　参加申請の審査に際しましては、有限かつ希少な資源である電波を適切に割当てるという観点から、これまでの開設指針における絶対審査基準に相当する、基地局を確実に運用する能力を有しているかどうかを審査することは重要であると考えます。<br>【ＫＤＤＩ株式会社】 | 　本案への賛同意見として承ります。 | 無 |
| 別表第四　価額競争の実施に関する事項 | | | |
| 18 | 　我が国で初めて導入される価額競争であることを踏まえ、参加者の理解不足に起因するトラブルを未然に防止する観点からも、入札手続に関するマニュアル整備やリハーサルの実施等を通じ、ルールの十分な周知が図られ | 　考え方２のとおりです。 | 無 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | ることが望ましいと考えます。<br>【ＫＤＤＩ株式会社】 | | |
| 19 | 撤回については、地域枠のような補完性がある枠や区域の一部を断片的に落札するリスクを防止するうえで有益なルールである一方で、価額誘導行為や周波数の売れ残りを助長するおそれもあります。したがって、今後の周波数割当てにおいて価額競争方式が採用される場合にはその実施方法の検討において、撤回を採用するか否かを判断する必要があると考えます。<br>【ＫＤＤＩ株式会社】 | 今後の価額競争による割当てについては、周波数帯の特性や電波利用ニーズ等を総合的に勘案しつつ、改めて検討する予定です。 | 無 |
| 20 | 具体的なラウンドの進行等オークションの進行について記載がされていますが、価額競争という新たな取り組みにあたり、事業者が入札プロセスを十分に理解する時間が必要と考えます。つきましては、申請マニュアルを速やかに公表していただくとともに、申請書類の作成期間および入札参加者向けのトレーニング期間を十分に設けていただくよう要望いたします。<br>【ソフトバンク株式会社】 | 考え方２のとおりです。 | 無 |
| 別表第五　認定特定高周波数無線局開設者が遵守しなければならない条件 | | | |
| 21 | 本案は、日本初の電波オークションとして 26GHz 帯を５Ｇに割り当てるものであり、周波数の市場原理による効率的な利用を推進し、ミリ波の活用の活性化やイノベーションの促進に寄与する取組みとなることを期待しています。<br>本案の規定は、有限希少な周波数を特定の携帯電話事業者グループに偏在することを抑止することを企図し規定されたものと理解しています。<br>ただし、本規定については、インフラシェアリング事業を一部制約する側面があることを懸念します。インフラシェアリングの推進は、経済効率性等を高めた設備投資を実現することによる周波数の有効利用を促し、延いてはすべからく携帯電話事業者のエリアの拡大や充実を推進させるものです。<br>よって、26GHz 帯の割当てが創意工夫によるイノベーションや新サービスの創出が期待されていることにも鑑み、本案については、次のようにするなど、周波数の有効利用を損なわない、かつ公共の利益及び周波数利用の公平性の確保を前提に限定的な規定内容とすることが適切と考えます。<br>・本遵守事項に該当する地域認定特定高周波数無線局開設者については、同一グループ内の既存全国事業者のみを対象に地域特定高周波数無線局を開設するものに限ることとする。<br>【株式会社ＪＴＯＷＥＲ】 | ご意見を踏まえ、別添のとおり本案を修正します。 | 有 |
| 22 | 割当てに際しては先行事業者との同期運用を前提とした、携帯電話事業者間の運用ルールと同等のものが適用されるべきと考えます。<br>【楽天モバイル株式会社】 | 認定特定高周波数無線局開設者が特定高周波数無線局を開設する際には、無線局免許が必要となりますが、その審査事項として他の無線局への必要な混信対策等を定める予定です。 | 無 |
| 26GHz 帯の経済的価値を踏まえた最低落札価額の算定方針（案） | | | |
| 23 | 【３ 諸外国のオークション結果の補正　第一段階補正】<br>最低落札価額については、26GHz 帯の経済的価値を踏まえた最低落札価額の算定方針（案）に記載のとおり、諸外国の 26GHz 帯に係るオークション落札額については諸外国の周波数幅、免許期間、経済規模等を加味した補正が行われた上で算定されているものと理解しています。 | 本案では、諸外国における 26GHz 帯のオークションの事例数が多くないことから、可能な限り適正に最低落札価額を算定するため、出来る | 無 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 当該算定に用いられている「参照金額」は 2018 年から 2025 年の事例がすべて含まれていますが（※）、例えば、直近５年間（2021 年～2025 年）の事例に限定して算定すると、最低落札価額を算定するために参照する金額の８割程度、さらに直近３年間（2023 年～2025 年）の事例に限定すると３割程度に低廉化することとなります。<br>このように諸外国のトレンドに顕著な変化が生じている場合は、最低落札価額に対して市場動向をより適切に反映する観点から、対象となる諸外国の事例をすべて参照（※）するのではなく適当な期間に限定すること（直近のミリ波の市場価値を反映した期間のみを対象とする等）が適切と考えます。<br>※補正後の落札額が最も高い事例（2018 年韓国）及び最も低い事例（2022 年スペイン）を除く<br>【ソフトバンク株式会社】 | だけ幅広く事例を参照した上で、全体の傾向を大きく外れる特異値は参照する事例から除いて算定しております。 | |
| 24 | 「＜算式＞」が分かりやすいが、とんでもなく難しい数式を使って提出される意見は理解できるのか。<br>提出者の計算が正しいと勝手に信用して、無審査でスルー、通過されているとしか思えません。<br>過去は NTT が提出した文書とか、とんでもなく難しい数式を使うのは禁止してほしいし、そんなに頭が良いのなら分かりやすい数式で提出できるはずなのに、この算式であっても、きっととんでもない数式で提出する人もいるのではないのか。<br>東京大学がハーバード大学に太刀打ちできるのかって話。<br>分からない数式が提出された場合、どうしているのか知りたい。<br>【個人】 | ご意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。 | 無 |
| その他 | | | |
| 25 | 価額競争方式により割当てられた周波数に係る電波有効評価については、従来の総合評価方式により割当てられた周波数とは異なる評価項目や評価基準が採用される等、今後評価の在り方について前広に議論されることが望ましいと考えます。<br>【ＫＤＤＩ株式会社】 | 価額競争により割り当てられた周波数に係る電波の有効利用の評価の在り方については、電波監理審議会において検討されるものと承知しています。 | 無 |
| 26 | 明示的に経済的価値の対価を支払って割当てられた周波数につきましては、その割当て形態が従来の方式と異なる点を踏まえ、電波利用料における費用負担の在り方について改めて検討・議論を深めていただくことを希望致します。<br>【ＫＤＤＩ株式会社】 | ご意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。 | 無 |
| 27 | 5G、6G の速やかな整備に期待する<br>【個人】 | ご意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。 | 無 |
| 28 | 5G インフラの、いわゆる「電波オークション」の原案と把握するが、単なる電波オークションでは、資本の多い財閥だけが選ばれ、その他の競争内容が全く考慮されない問題が指摘されているはずである。<br>海外の例を見習い、環境保全（再生可能エネルギー利用、SDGs 採用など）、労使環境（ISO 準拠、雇用側-従業員側の賃金格差規制など）といった望ましい評価をポイントとして付与、または落札ポイントのパーセンテージ補正として与えるべきではないか。<br>「この項目をクリアしたら補正ポイントを与える」という、評価リストを作るべきではないか。<br>【個人】 | ご意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。 | 無 |

（注意事項）取りまとめの都合上、いただいた御意見は要約等の整理をしております。また、平仄等について、実質的な内容の変更をもたらさない形式的な修正を行っております。

別添

| 考え方 | 新 | 旧 |
|---|---|---|
| 考え方 13 | 十　その他価額競争の実施に必要な事項<br>２　地域ごとに連携する複数の者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿がそれぞれ申請を行う場合には、これらの申請を一の申請とみなして、本価額競争実施指針の規定を適用する。（注五） | 十　その他価額競争の実施に必要な事項<br>２　地域ごとに連携する複数の者（同一の単位のみに特定高周波数無線局を開設しようとする者に限る。）がそれぞれ申請を行う場合には、これらの申請を一の申請とみなして、本価額競争実施指針の規定を適用する。（注五） |
| 考え方 15<br>考え方 16 | 別表第二　申請書に記載すべき事項<br>二　次に掲げる事項に関する計画及びその根拠<br>７　全国特定高周波数無線局を開設しようとする者にあっては次の㈠及び㈡、地域認定特定高周波数無線局を開設しようとする者にあっては次の㈠から㈤までに掲げる無線局その他既設の無線局（予備免許を受けているものを含む。）並びに法第五十六条第一項の規定に基づき指定を受けている受信設備及び次の㈥に掲げる受信設備（以下「既設の無線局等」と総称する。）の運用並びに電波の監視を阻害する混信その他の妨害を防止するための対策及び当該対策を実施するための体制の整備（注七）（注八）<br>㈠　二五・二五GHzを超え二七・〇GHz以下の周波数を使用する固定無線アクセスシステムの無線局<br>㈡　二五・二五GHzを超え二七・五GHz以下の周波数を使用して衛星間業務を行う人工衛星局<br>㈢　二七・〇GHzを超え三一・〇GHz以下の周波数を使用して固定衛星業務又は移動衛星業務を行う人工衛星局<br>㈣　他の地域認定特定高周波数無線局開設者が開設する二六・八GHzを超え二七・〇GHz以下の周波数を使用する第五世代移動通信システムの無線局<br>㈤　二七・〇GHzを超え二八・二GHz以下の周波数を使用する第五世代移動通信システムの無線局<br>㈥　地球探査衛星業務又は宇宙研究業務を行う人工衛星局又は地球局と一体として運用される二五・五GHzを超え二七・〇GHz以下の周波数の電波を受信する受信設備 | 別表第二　申請書に記載すべき事項<br>二　次に掲げる事項に関する計画及びその根拠<br>７　全国特定高周波数無線局を開設しようとする者にあっては次の㈠及び㈡、地域認定特定高周波数無線局を開設しようとする者にあっては次の㈠から㈤までに掲げる無線局その他既設の無線局（予備免許を受けているものを含む。）並びに法第五十六条第一項の規定に基づき指定を受けている受信設備及び次の㈥に掲げる受信設備（以下「既設の無線局等」と総称する。）の運用並びに電波の監視を阻害する混信その他の妨害を防止するための対策及び当該対策を実施するための体制の整備（注七）（注八）<br>㈠　二五・二五GHzを超え二七・〇GHz以下の周波数を使用する固定無線アクセスシステムの無線局<br>㈡　二五・二五GHzを超え二七・五GHz以下の周波数を使用して衛星間通信を行う人工衛星局<br>㈢　二七・〇GHzを超え三一・〇GHz以下の周波数を使用して電気通信業務を行う人工衛星局<br>㈣　他の地域認定特定高周波数無線局開設者が開設する二六・八GHzを超え二七・〇GHz以下の周波数を使用する第五世代移動通信システムの無線局<br>㈤　二七・〇GHzを超え二八・二GHz以下の周波数を使用する第五世代移動通信システムの無線局<br>㈥　二五・五GHzを超え二七・〇GHz以下の周波数を使用する地球探査衛星業務又は宇宙研究業務を行う人工衛星局と一体として運用される受信設備 |
| 考え方 21 | 別表第五　認定特定高周波数無線局開設者が遵守しなければならない条件<br>三　地域認定特定高周波数無線局開設者（既存全国事業者と別表第三の三２㈠＿＿＿から㈥までに掲げる者と同等の関係であるものに限る。）は、次に掲げる事項その他当該既存全国事業者が提供する電気通信役務を | 別表第五　認定特定高周波数無線局開設者が遵守しなければならない条件<br>三　地域認定特定高周波数無線局開設者（既存全国事業者と別表第三の三２㈠及び㈣から㈥までに掲げる者と同等の関係であるものに限る。）は、次に掲げる事項その他当該既存全国事業者が提供する電気通信役務を |

| | | |
|---|---|---|
| | 補完することを目的として、又は実質的に補完する形態で地域特定高周波数無線局を運用することを行ってはならない。ただし、当該地域特定高周波数無線局に係る電気通信設備の接続、共用又は卸電気通信役務の提供について当該既存全国事業者とそれ以外の者とで不当な差別的取扱いを行うことを防止するために必要な措置を講じている場合は、この限りではない。<br>［１・２　略］ | 補完することを目的として、又は実質的に補完する形態で地域特定高周波数無線局を運用することを行ってはならない。<br>［１・２　同左］ |

（注意事項）上記の修正のほか、本価額競争実施指針案については、実質的な内容の変更をもたらさない形式的な修正を行っております。